

第2号様式(第10条関係)

令和 7年 4月 14日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 新垣 新



令和6年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和6年度 政務活動費収支報告書

議員名 新垣 新

1 収 入 政務活動費 1,350,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	80,870	旅費、宿泊費、移動費
研 修 費	0	個人負担計上せず
広聴広報費	22,000	ホームページ管理費用代
要請陳情等 活 動 費	0	個人負担計上せず
会 議 費	0	個人負担計上せず
資料作成費	0	個人負担計上せず
資料購入費	65,062	琉球新報 沖縄タイムス 公明新聞
事 務 所 費	1,183,129	事務所家賃 電気 水道使用料金
事 務 費	108,041	NTT(事務所電話費)
人 件 費	812,140	職員給与 労働保険料
合 計	2,271,242	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

視察調査報告書

調査研究費

経費区分	調査研究費			
年 月 日	令和 6 年 8 月 28 日			
場 所	東京都渋谷区・千代田区			
相 手 方	国際連合大学 ■■■氏、■■■氏、■■■■氏/fabula ■■■氏、■■■氏			
目 的	沖縄21世紀ビジョンの新たな発展に向けた調査研究及び再生医療の勉強会及び意見交換会			
日程概要	月日(曜日)	時間	場 所	内 容
	別紙記載			
内容	1日目 8月28日(水) 国際連合大学視察/fabula (ファブラ) 視察 ①沖縄県に国連機関の誘致を目的に国連大学を視察を行い「リツイ・マルケラ学長」から国連大学の取り組みの説明を受けました。国連大学は、世界に点材する「ユネスコ・ユニセフ・WHO・ILO等やSDG」の推進を行い、国連機関の世界に点材する機関とのパートナーシップ協定を世界中の学生が調査研究をし「平和と命」又、差別ない人との繋がりを保ち「誰ひとり取り残さない社会」をテーマとし、様々なテーマを大学で調査研究を行っている事と説明がありました。 ②ファブラとは、東京大学の研究所から立ち上げたベンチャー企業 世界中で毎年13億トンの食べ物が破棄されています。生ゴミからこれからの時代として、サステイナブル建材として、地域のゴミは新しい製品に生まれ変わる仕組みを作るために開発された。野菜による「食べられるコンクリート」をキャッチコピーとし、現在は内装材、大阪万博のギャラリースペースの屋根材として使用されている。また、非常時に内装材の壁に使用されていて部材として非常によい技術である。この技術は廃棄物の地産地消、持続可能な社会貢献、SDGSの観点から研究開発を進めている、スタートアップ企業との内容で説明を受けました。			
成果及び所見	国連大学及び国連機関の約18機関を学び今後9月定例会に質問をし、国連機関の誘致実現を目指して、取り組んで行くことが大事だと感じました。			
備 考				

視察調査報告書

調査研究費

経費区分	調査研究費			
年 月 日	令和 6 年 8 月 29 日			
場 所	神奈川県横浜市/東京都渋谷区			
相 手 方	Kアリーナ 氏/hilton 氏/kenコーポレーショングループ 氏、 氏、 氏/パシフィコ横浜 氏、 氏/ZEROCO 氏、 氏			
目 的	沖縄21世紀ビジョンの新たな発展に向けた調査研究及び再生医療の勉強会及び意見交換会			
日程概要	月 日(曜日)	時 間	場 所	内 容
	別紙記載			
内 容	2日目8月29日(木)MICE調査研究(Kアリーナ・ヒルトン・国際平和会議場)ZEROCO株式会社視察 ①沖縄でMICEが勧誘できるが視察の目的の中で、神奈川県全体の入り口は、約921万人で横浜市は約377万人でMICEの利益を出すのは「入口イベントコンサート」等などの説明を受け、Kアリーナ、国際平和会議場のMICEはコロナが明け黒字経営に戻り、世界中の会議やイベント等などの人の流れ、どの人とお金を落とす仕組みやブランド化などのシンボル化、長間40年間の市や県と神奈川県民が1つとなった取り組みが世界の「ヨハマ・MICE」と進化し、日々人とお金に関わる経済効果は、国内トップクラスの説明を受けました。 ②ZEROCOとは、新たな食品保存法で冷凍庫でも冷蔵庫でもない食品保存、特に野菜のレタス、ほうれん草の葉物野菜が約6か月間も鮮度を保ち、肉、魚、ケーキ等などの全ての食品が1年近く鮮度を保ち世界初の鮮度保持と注目を集められて、又、農家の所得向上や防災での食品確保の進モデルとして北海道でも実証実験として行われているとの説明を受けました。北海道の実証実験が日本及び世界が注目をされていると説明がありました。			
成果及び所見	ZEROCOの新たな食品保存を沖縄の農家の所得向上と防災対策としての食品確保を学び、北海道の実証実験を9月定例会で質問をし、沖縄の農業の所得向上を目指して、今後取り組んで行く事を強く感じています。			
備 考				

視察調査報告書

調査研究費

経費区分	調査研究費			
年 月 日	令和 6 年 8 月 3 0 日			
場 所	東京都千代田区			
相 手 方	再生医療 ■■■氏、■■■氏、■■■氏			
目 的	沖縄 21 世紀ビジョンの新たな発展に向けた調査研究及び再生医療の勉強会			
日程概要	月日(曜日)	時 間	場 所	内 容
	別紙記載			
内 容	3 日目 8 月 3 0 日 (金) 鶴保事務所にて再生医療について勉強会及び意見交換会 ・再生医療の実用化を促進する制度的枠組みを意見交換及び勉強会、まず初めに再生医療等安全性確保との再生医療と細胞培養との法律と薬事違法改正法との兼ね合いでガン治療や皮膚治療の成果や臨床試験の説明を受けました。 ・ガンの治療の再生医療の成果は、日本でも個人希望があれば、臓器ガンにも臨床試験を行い、近い将来再生医療でガンを治療する事に世界中で連携を行い、又、ガンの部位を治療する事も再生医療医学として進化しているとの説明を受けました。			
成果及び所見	沖縄県民の健康長寿や再生医療を中心に世界から医療概観を今後普天間基地跡地での医療拠点として県と国、又は世界の医学大学との強い連携を図り、県民の健康及び世界が注目する国際医療拠点及び観光ツーリズムを今後、議会で提言を行い県民の健康長寿を日本一と目指して取り組んで行くことが強く感じています。			
備 考				

東京視察日程(案)					
R6年8月28日(水)～8月30日(金)			視察 メンバ	沖縄県議会議員1名 新垣新 糸満市議会議員4名 徳元敏之・金城敏・平田健人・玉城良	
月日	時間		所要	内容	備考
8/28(水) 1日目	6:45			那覇空港ロビー集合	JAL900便
	7:15	9:45	150	那覇空港→羽田空港	
	10:00	11:15	75	空港内で昼食	510円
	11:15			羽田空港第1・第2ターミナル 第1旅客ターミナル口へ移動	1・2番ホーム
	11:47		21	京急空港線特急 印旛日本医大行	3番ホーム
	12:08		8	品川駅 乗り換え	
	12:16	12:29	13	JR山手線 渋谷、新宿方面→渋谷	
	12:29	12:34	5	渋谷駅B1出口から徒歩5分	
	13:00	14:20	80	①国際連合大学視察	担当 []
				東京都渋谷区神宮前5丁目53-70	
	14:30	16:00	90	②fabula(ファブーラ)視察	担当 社長町田・職員 []
				東京都千代田区丸の内3-1-1国際ビルディングB1	マクドナルド横
8/29(木) 2日目	16:15	16:20	5	日比谷駅 →赤坂駅	3番ホーム 180円
	16:20	16:25	5	駅からホテルまで徒歩5分	
				ホテル着 チェックイン	
				マロウドイン赤坂	
				東京都港区赤坂6丁目15番17号	
				TEL:03-3585-7611	
				夕食	
	8:00			ホテルロビー集合	
	8:05	8:10	5	最寄り駅(赤坂駅)まで徒歩で移動	490円
	8:27	8:33	6	東京メトロ千代田線 成城学園前行	3番ホーム
	8:33	8:39	6	明治神宮前 乗り換え	3・4番ホーム 310円
	8:39	9:14		東京メトロ副都心線通勤急行 元町・中華街行	徒歩15分
8/30(金) 3日目	9:14	9:29	15	横浜駅 東口 →kアリーナ	
				神奈川県横浜市西区みなとみらい6丁目2番14号	
				TEL:03-5413-5678	
				ヒルトン横浜フロント集合	
	9:45			①kアリーナ視察	担当 []
	10:00	11:00	60	②ヒルトン横浜視察	
	11:00	12:00	60	タクシーで移動	
	13:30	14:45	75	③パシフィコ横浜/横浜国際平和会議場 視察	座学15分・視察1時間
				神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-1	
				総務部045-221-2123	
	15:07	15:42	35	みなとみらい駅 特急ライナー森林公園行→明治神宮前	2番ホーム
	16:00	17:00	60	④ZEROCCO株式会社視察	担当 []
8/30(金) 3日目				東京都渋谷区渋谷3-27-1 100banch	
	17:33	17:39	6	明治神宮前駅 東京メトロ千代田線 北綾瀬行	2番ホーム180円
	17:39	17:44	5	ホテルまで徒歩5分	
	8:00			ホテルロビー集合	
				タクシーで移動	
	9:30	10:10	40	鶴保事務所にて再生医療について勉強会及び意見交換会	参議院会館(313号室) 再生医療意見交換 担当 []
				東京都千代田区永田町2丁目1-1	
				03-3581-3111	
				○健康・生活衛生局がん・疾病対策課 がん医療専門官 []	
				○医薬局医療機器審査管理課 医療機器係長 []	
				○医政局研究開発政策課再生医療等研究推進室再生医療等対 策専門官 []	
	11:42	11:48	6	国会議事堂前駅 東京メトロ丸の内線 池袋行	2番ホーム180円
8/30(金) 3日目	11:48	11:55	7	東京駅 乗り換え	6番ホーム170円
	11:55	11:59	4	JR京浜東北・根岸線快速 大船行	
	11:59	12:06	5	浜松駅 乗り換え	モノレール520円
	12:06	12:30	24	東京モノレール 羽田空港第2ターミナル行	
	12:30	12:35	5	羽田空港へ徒歩5分	
	13:00	14:30	90	昼食	
	15:55	18:20	145	羽田空港→那覇空港	JAL921

調査研究費

充当割合：政務活動費のみ全額充当

領 収 証

Nº 000067

新垣 新 様

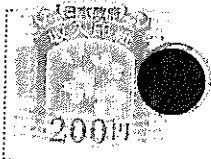
令和 6 年 8 月 26 日

¥ 79000

消費税 10%

但し 親家旅行代

上記の金額正に領収いたしました。



発行者

お客様用

〔登録番号〕 T6360002008743
沖縄県知事登録3種435号

(有)グローバルトラベル企画

〒901-0156 沖縄県那覇市田原 1-10-5 1F

TEL (098) 859-7477 FAX (098) 859-7488

那覇 - 東京 / 東京 - 那覇

ホテル代込み ¥79,000 (10%)

調査研究費

充当割合：政務活動費のみ全額充当

NO.95362

領 収 書

新垣 新 様

金額 ￥510-

※課税10%対象 ￥510-

2024年-8月28日

上記金額正に領収いたしました

但し、乗車券 代金として

羽田空港1・2駅発行 1102
京浜急行電鉄株式会社
登録番号：T7010401009277

羽田空港第1第2ターミナル

渋谷駅 ￥510 (10%)



領 収 書

- ご利用ありがとうございます。
- この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: ぎっぷ ￥180※

※ 上記金額を領収いたしました。
※ 課税10%対象

ご利用日付 2024年08月28日
時刻 14時28分

伝票番号: 73115
東京地下鉄株式会社
登録番号: T4010501022810
表参道駅 券22発行

日比谷駅

赤坂駅 ￥180 (10%)

充当割合：政務活動費のみ全額充当



領収書

- ご利用ありがとうございます。
- この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥490※

※ 上記金額を領収いたしました。
課税10%対象

ご利用日付 2024年08月29日
時刻 08時23分

伝票番号: 71790
東京地下鉄株式会社
登録番号: T4010501022810
赤坂駅 券02発行

赤坂駅

1
成城学園前駅 ¥490 (10%)

領収書

ご利用日付 2024年08月29日

時刻 14時35分

取引内容: 乗車券

金 510円

印紙税申告納
付につき横浜中
税務署承認済

伝票番号: 60518

- この控は大切に保存してください。
 - 毎度ありがとうございます。
- みなとみらい駅 券253発行
横浜高速鉄道株式会社

みなとみらい駅

1
明治神宮前駅 ¥510 (10%)

調査研究費

充当割合：政務活動費のみ全額充当

領収書

2014年8月29日

0511-5-041

金額：0501

票額：3490

取引内容 普通乗車券

領収金額 金180円

10%対象

うち 普通乗車券

金180円

小計

金180円

この領収書は大切に保管してください。
ご迷惑ありませんようお願いします。

登録番号：T201100112 229

電鈴

明治神宮前

赤坂駅 ¥180 (10%)

充当割合：政務活動以外が含まれるので按分

<https://shingaki-arata.com/>

領 収 証

新垣アタ

様

No. _____

金額

¥ 5500-

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

消費税額等(%)

但 HP管理、H-11-ドメイン費とて(7月分)

2024年 6月27日 上記正に領収いたしました

(同)ACCESS-POINT

〒901-0223

沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル 2F

TEL/FAX 098-996-1683

合同会社アクセスポイント

登録番号

GR095223

充当割合 $\frac{1}{2}$ 按分 ¥ 2,750 (7月分)

領 収 証

新垣アタ

様

No. _____

金額

¥ 5500-

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

消費税額等(%)

但 HP管理、H-11-ドメイン費とて(8月分)

2024年 7月29日 上記正に領収いたしました

(同)ACCESS-POINT

〒901-0223

沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル 2F

TEL/FAX 098-996-1683

合同会社アクセスポイント

登録番号

GR095223

充当割合 $\frac{1}{2}$ 按分 ¥ 2,750 (8月分)

充当割合：政務活動以外が含まれるので按分

<https://shingaki-arata.com/>

領 収 証		新垣 アタ 様		No. _____	
金 額		¥ 5 5 0 0 -			
内 訳	但 HP管理サーバー・ドメイン費等 (9月分)				
現 金	2024年 8月27日 上記正に領収いたしました				
小 切 手	/				
手 形	/				
消費税額等 (%)	(同) ACCESS-POINT				
消費税額等 (%)	〒901-0223 沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル 2F TEL/FAX 098-996-1683 合同会社アクセスポイント				
	登録番号 _____				

GR095223

充当割合 $\frac{1}{2}$ 按分 ¥2,750 (9月分)

領 収 証		新垣 アタ 様		No. _____	
金 額		¥ 5 5 0 0 -			
内 訳	但 HP管理サーバー・ドメイン費等 (10月分)				
現 金	2024年 9月27日 上記正に領収いたしました				
小 切 手	/				
手 形	/				
消費税額等 (%)	(同) ACCESS-POINT				
消費税額等 (%)	〒901-0223 沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル 2F TEL/FAX 098-996-1683 合同会社アクセスポイント				
	登録番号 _____				

GR095223

充当割合 $\frac{1}{2}$ 按分 ¥2,750 (10月分)

充当割合：政務活動以外が含まれるので按分

<https://shingaki-arata.com/>

領 収 証

新垣 374

様

No. _____

金 額

¥ 5500-

内 訳

現 金

小 切 手 /

手 形 /

消費税額等 (%)

消費税額等 (%)

但 HP管理、サーバー代金として (11月分)

2024年 10月25日 上記正に領収いたしました

(同)ACCESS-POINT

〒901-0223

沖縄県豊見城市読長 853-5 浅田ビル 2F

TEL/FAX 098-996-1683

合同会社アクセスポイント

印紙

登録番号

GR266324

充当割合 $\frac{1}{2}$ 按分 ¥ 2,750 (11月分)

領 収 証

新垣 アタ

様

No. _____

金 額

¥ 5500-

内 訳

現 金

小 切 手 /

手 形 /

消費税額等 (%)

消費税額等 (%)

但 HP管理代として (サーバー代金) 12月

2024年 11月27日 上記正に領収いたしました

(同)ACCESS-POINT

〒901-0223

沖縄県豊見城市読長 853-5 浅田ビル 2F

TEL/FAX 098-996-1683

合同会社アクセスポイント

収入印紙

登録番号

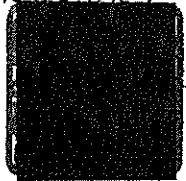
GR266324

充当割合 $\frac{1}{2}$ 按分 ¥ 2,750 (12月分)

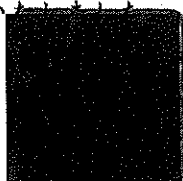
充当割合：政務活動以外が含まれるので按分

<https://shingaki-arata.com/>

広聴広報費

領 収 証		新垣アタ 様		No. _____	
金額		¥ 5 5 0 0 -			
内 訳	但 HP管理代として (カーポートXIN会) 1月				
現 金	2024年12月27日 上記正に領収いたしました				
小 切 手	/				
手 形	/				
消費税額等 (%)	e				
消費税額等 (%)	e				
		(同)ACCESS-POINT 〒901-0223 沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル 2F TEL/FAX 098-996-1683 合同会社アクセスポイント			 印紙
登録番号		GR266324			

充当割合 $\frac{1}{2}$ 按分 ¥2,750 (1月分)

領 収 証		新垣アタ 様		No. _____	
金額		¥ 5 5 0 0 -			
内 訳	但 HP管理代として (カーポートXIN会) 2月				
現 金	2025年1月27日 上記正に領収いたしました				
小 切 手	/				
手 形	/				
消費税額等 (%)	e				
消費税額等 (%)	e				
		(同)ACCESS-POINT 〒901-0223 沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル 2F TEL/FAX 098-996-1683 合同会社アクセスポイント			 印紙
登録番号		GR266324			

充当割合 $\frac{1}{2}$ 按分 ¥2,750 (2月分)

統一様式－①

経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	琉球新報7月～2月分	24,600	全額	24,600
毎月払	沖縄タイムス7月～2月分	24,600	全額	24,600
毎月払	公明新聞7月～12月分	11,322	全額	11,322
毎月払	公明新聞1月～2月分	4,540	全額	4,540
資料購入費 充当合計				65,062

充当割合：政務活動のみ全額充当

お問い合わせ番号： 0344 - 00693201
領 収 書 No： 32752633
2024年 7月分 領収書
新垣 新 様
御購読
ありがとうございます。

銘	柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙	※	1	3,075

合計 3,075円
(内消費税 227円)

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 西崎西
(事業者番号 T6810653880179)
TEL 994-8414
店主 比嘉 まゆみ

領収日
8/9

全額充当 ¥ 3,075 7月分 (10%)

お問い合わせ番号： 0344 - 00693201
領 収 書 No： 32899719
2024年 8月分 領収書
新垣 新 様
御購読
ありがとうございます。

銘	柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙	※	1	3,075

合計 3,075円
(内消費税 227円)

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 西崎西
(事業者番号 T6810653880179)
TEL 994-8414
店主 比嘉 まゆみ

領収日
9/10

全額充当 ¥ 3,075 8月分 (10/10)

資料購入費

充当割合：政務活動費のみ全額充当

お問い合わせ番号： 0344 - 00693201
領 収 書 No: 33046972

2024年 9月分 領収書

新垣 新 様

御購読
ありがとうございます。

銘 柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

合計 3,075円
(内消費税 227円)

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 西崎西
(事業者番号 T6810653880179)
TEL 994-8414
店主 比嘉 まゆみ

領 収 日
10/3

全額充当 ¥3,075 (10/10) 9月分

お問い合わせ番号： 0344 - 00693201
領 収 書 No: 33527026

2024年 10月分 領収書

新垣 新 様

御購読
ありがとうございます。

銘 柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

合計 3,075円
(内消費税 227円)

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 西崎西
(事業者番号 T6810653880179)
TEL 994-8414
店主 比嘉 まゆみ

領 収 日
11/11

全額充当 ¥3,075 (10/10) 10月分

充当割合：政務活動のみ全額充当

お問い合わせ番号：0344-00693201			
領収書 No：34047115			
2024年11月分 領収書			
新垣 新様			
御購読 ありがとうございます。		合計	3,075円 (内消費税 227)
銘 柄	部 数	金 額	
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075	
※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円			
※上記の金額を、 領収致しました。			
沖縄タイムス			
販売店 西崎西			
(事業者番号 T6810653880179)			
TEL 994-8414			
店主 比嘉 まゆみ			
		領収日	12/11

全額充当 ¥ 3075 11月分 (10/10)

お問い合わせ番号：0344-00693201			
領収書 No：34261369			
2024年12月分 領収書			
新垣 新様			
御購読 ありがとうございます。		合計	3,075円 (内消費税 227)
銘 柄	部 数	金 額	
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075	
※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円			
※上記の金額を、 領収致しました。			
沖縄タイムス			
販売店 西崎西			
(事業者番号 T6810653880179)			
TEL 994-8414			
店主 比嘉 まゆみ			
		領収日	1/5

全額充当 ¥ 3,075 12月分 (10/10)

資料購入費

充当割合：政務活動のみ全額充当

お問い合わせ番号： 0344 -00693201
領収書 No: 34603108
2025年 1 月分 領収書
新垣 新 様

御購読
ありがとうございます。

銘	柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙	※	1	3,075

合計 3,075円
(内消費税 227円)

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 西崎西
(事業者番号 T6810653880179)
TEL 994-8414
店主 比嘉 まゆみ

領収日
2/10

全額充当 ￥ 3,075 1月分 (10/10)

お問い合わせ番号： 0344 -00693201
領収書 No: 34765282
2025年 2 月分 領収書
新垣 新 様

御購読
ありがとうございます。

銘	柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙	※	1	3,075

合計 3,075円
(内消費税 227円)

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 西崎西
(事業者番号 T6810653880179)
TEL 994-8414
店主 比嘉 まゆみ

領収日
3/10

全額充当 ￥ 3,075 2月分 (10/10)

資料購入費

充当割合：政務活動のみ全額充当

2024 年 7 月分 領収証 000002
西崎町3丁目8 005-006-1-17-024513
マンション安里 1F
新垣あらた 様

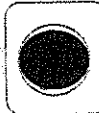
銘 柄	部 数	金 額	合 計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税 227) 消費税額込
琉球新報			上記金額を領収しました。 26 年 8 月 26 日

※軽減税率対象（新聞定期購読）

販売店 糸満センター
登録番号 T6810303489223
TEL 098-994-9405
住所 阿波根1368-3

読者ID

担当番印

印刷日
2024/07/08

自振・クレジット払いで Tポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

全額充当 ¥ 3,075 7月分(1%)

2024 年 8 月分 領収証 000002
西崎町3丁目8 005-006-1-17-024513
マンション安里 1F
新垣あらた 様

銘 柄	部 数	金 額	合 計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税 227) 消費税額込
琉球新報			上記金額を領収しました。 26 年 9 月 26 日

※軽減税率対象（新聞定期購読）

販売店 糸満センター
登録番号 T6810303489223
TEL 098-994-9405
住所 阿波根1368-3

読者ID

担当番印

印刷日
2024/08/09

自振・クレジット払いで Tポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

全額充当 ¥ 3,075 8月分(1%)

充当割合：政務活動費のみ全額充当

資料購入費

2024 年 9 月分 領収証 000002
西崎町3丁目8 005-006-1-17-024513
マンション安里 1F
新垣あらた 様

銘 柄	部 数	金 額	合 計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税 227) 消費税額込
琉球新報			上記金額を領収しました。 2024 年 10 月 3 日

※軽減税率対象（新聞定期購読）

読者ID

販売店 糸満センター
登録番号 T6810303489223
TEL 098-994-9405
住所 阿波根1368-3

担当者印



印刷日
2024/09/06

自振・クレジット払いで Tポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

全額充当 ¥3,075 9月分 (10/10)

2024 年 10 月分 領収証 000002
西崎町3丁目8 005-006-1-17-024513
マンション安里 1F
新垣あらた 様

銘 柄	部 数	金 額	合 計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税 227) 消費税額込
琉球新報			上記金額を領収しました。 2024 年 11 月 5 日

※軽減税率対象（新聞定期購読）

読者ID

販売店 糸満センター
登録番号 T6810303489223
TEL 098-994-9405
住所 阿波根1368-3

担当者印



印刷日
2024/10/06

自振・クレジット払いで Tポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

全額充当 ¥3,075 (10%) 10月分

資料購入費

充当割合：政務活動のみ全額充当

2024 年 11 月分
西崎町3丁目8
マンション安里 1F
新垣あらた

領収証

000002
005-006-1-17-024513

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税 227) 消費税額込
琉球新報			上記金額を領収しました。 令和6年10月2日

※軽減税率対象（新聞定期購読）

読者ID

販売店 糸満センター
登録番号 T6810303489223
TEL 098-994-9405
住所 阿波根1368-3

担当者印

印刷日
2024/11/11

毎度ご愛読ありがとうございます。

全額充当 ¥ 3,075 (11月分 (10/10))

2024 年 12 月分
西崎町3丁目8
マンション安里 1F
新垣あらた

領収証

000002
005-006-1-17-024513

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税 227) 消費税額込
琉球新報			上記金額を領収しました。 令和7年1月8日

※軽減税率対象（新聞定期購読）

読者ID

販売店 糸満センター
登録番号 T6810303489223
TEL 098-994-9405
住所 阿波根1368-3

担当者印

印刷日
2024/12/09

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

全額充当 ¥ 3,075 (12月分 (10/10))

資料購入費

充当割合：政務活動のみ全額充当

2025 年 1 月分
西崎町3丁目8
マンション安里 1F
新垣あらた

領収証

000002
005-006-1-17-024513

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税 227) 消費税額込
琉球新報			上記金額を領収しました。 令和7年2月5日

※軽減税率対象（新聞定期購読）

読者ID

販売店 糸満センター
登録番号 T6810303489223
TEL 098-994-9405
住所 阿波根1368-3

担当省印

印刷日
2025/01/14

毎度ご愛読ありがとうございます。

全額充当 ¥3,075 1月分(10/10)

2025 年 2 月分
西崎町3丁目8
マンション安里 1F
新垣あらた

領収証

000002
005-006-1-17-024513

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税 227) 消費税額込
琉球新報			上記金額を領収しました。 令和7年2月5日

※軽減税率対象（新聞定期購読）

読者ID

販売店 糸満センター
登録番号 T6810303489223
TEL 098-994-9405
住所 阿波根1368-3

担当省印

印刷日
2025/02/10

毎度ご愛読ありがとうございます。

全額充当 ¥3,075 2月分(10/10)

充当割合：政務活動のみ全額充当

払込受領証(お客様控え)

聖教新聞販売店
平良 聡

登録番号:T2810269115305

払込人 新垣 新 様

20240747019303780

金額 ¥1,887



収納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。
お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払いください。
お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先(差出人)」までお願いいたします。

〈ご請求明細〉 ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥1,887	1部	¥1,887
合計金額(税込)			¥1,887

(10%対象 ¥0 消費税 ¥0)
(8%対象 ¥1,887 消費税 ¥139)

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2024年07月(07/01~07/31)
ご請求金額 ¥1,887
お支払期限 2024年08月10日
請求番号 20240747019303780

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

全額充当 7月分 ¥1,887 (10/10)

払込受領証(お客様控え)

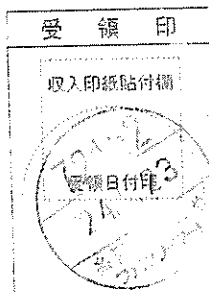
聖教新聞販売店
平良 聡

登録番号:T2810269115305

払込人 新垣 新 様

20240847019303780

金額 ¥1,887



収納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。
お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払いください。
お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先(差出人)」までお願いいたします。

〈ご請求明細〉 ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥1,887	1部	¥1,887
合計金額(税込)			¥1,887

(10%対象 ¥0 消費税 ¥0)
(8%対象 ¥1,887 消費税 ¥139)

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2024年08月(08/01~08/31)
ご請求金額 ¥1,887
お支払期限 2024年09月10日
請求番号 20240847019303780

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

全額充当 8月分 ¥1,887 (10/10)

充当割合：政務活動のみ全額充当

払込受領証(お客様控え)

聖教新聞販売店
受取人 平良 聡

登録番号:T2810269115305

払込人 新垣 新 様

20240947019303780

金額 ¥1,887



収納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。
お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払
期限までにお支払いください。
お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ
先(差出人)」までお願いいたします。

<ご請求明細> ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥1,887	1部	¥1,887
合計金額(税込)			¥1,887
(10%対象			¥0 消費税 ¥0)
(8%対象			¥1,887 消費税 ¥139)

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2024年09月(09/01~09/30)
ご請求金額 ¥1,887
お支払期限 2024年10月10日
請求番号 20240947019303780

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

全額充当 9月分 ¥1,887 (10%)

払込受領証(お客様控え)

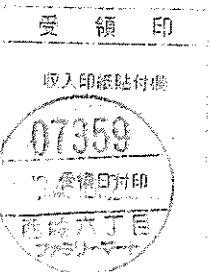
聖教新聞販売店
受取人 平良 聡

登録番号:T2810269115305

払込人 新垣 新 様

20241047019303780

金額 ¥1,887



収納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。
お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払
期限までにお支払いください。
お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ
先(差出人)」までお願いいたします。

<ご請求明細> ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥1,887	1部	¥1,887
合計金額(税込)			¥1,887
(10%対象			¥0 消費税 ¥0)
(8%対象			¥1,887 消費税 ¥139)

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2024年10月(10/01~10/31)
ご請求金額 ¥1,887
お支払期限 2024年11月10日
請求番号 20241047019303780

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

全額充当 10月分 ¥1,887 (10%)

資料購入費

充当割合：政務活動のみ全額充当

払込受領証(お客様控え)

聖教新聞販売店

平良 聡

登録番号:T2810269115305

新垣 新 様

20241147019303780

金額 ¥1,887



取納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。

お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払いください。

お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先(差出人)」までお願いいたします。

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2024年11月(11/01~11/30)

ご請求金額 ¥1,887

お支払期限 2024年12月10日

請求番号 20241147019303780

〈ご請求明細〉 ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥1,887	1部	¥1,887
合計金額(税込)			¥1,887
(10%対象			¥0 消費税 ¥0)
(8%対象			¥1,887 消費税 ¥139)

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

全額充当 11月分 ¥1,887 (10%)

払込受領証(お客様控え)

聖教新聞販売店

平良 聡

登録番号:T2810269115305

新垣 新 様

20241247019303780

金額 ¥1,887



取納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。

お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払いください。

お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先(差出人)」までお願いいたします。

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2024年12月(12/01~12/31)

ご請求金額 ¥1,887

お支払期限 2025年01月10日

請求番号 20241247019303780

〈ご請求明細〉 ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥1,887	1部	¥1,887
合計金額(税込)			¥1,887
(10%対象			¥0 消費税 ¥0)
(8%対象			¥1,887 消費税 ¥139)

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

全額充当 12月分 ¥1,887 (10%)

充当割合：政務活動のみ全額充当

払込受領証(お客様控え)

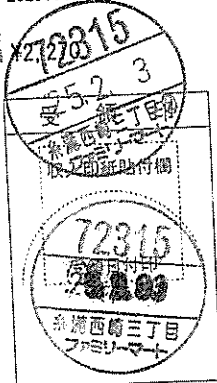
聖教新聞販売店
受取人 平良 聡

登録番号:T2810269115305

払込人 新垣 新 様

20250147019303780

金額



取納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。

お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払いください。

お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先(差出人)」までお願いいたします。

〈ご請求明細〉 ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥2,270	1部	¥2,270
合計金額(税込)			¥2,270

(10%対象 ¥0 消費税 ¥0)
(8%対象 ¥2,270 消費税 ¥168)

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2025年01月(01/01~01/31)
ご請求金額 ¥2,270
お支払期限 2025年02月10日
請求番号 20250147019303780

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

全額充当 1月分 ¥2,270 (10/10)

払込受領証(お客様控え)

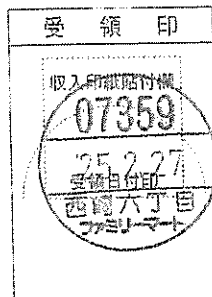
聖教新聞販売店
受取人 平良 聡

登録番号:T2810269115305

払込人 新垣 新 様

20250247019303780

金額 ¥2,270



取納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。

お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払いください。

お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先(差出人)」までお願いいたします。

〈ご請求明細〉 ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥2,270	1部	¥2,270
合計金額(税込)			¥2,270

(10%対象 ¥0 消費税 ¥0)
(8%対象 ¥2,270 消費税 ¥168)

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2025年02月(02/01~02/28)
ご請求金額 ¥2,270
お支払期限 2025年03月10日
請求番号 20250247019303780

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

全額充当 2月分 ¥2,270 (10/10)

統一様式一①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	政務事務所家賃 7月～2月分	960,000	全額	960,000
7/23	電気使用料金7月分(従量電灯)	9,275	全額	9,275
8/21	電気使用料金8月分(従量電灯)	10,398	全額	10,398
9/26	電気使用料金9月分(従量電灯)	8,015	全額	8,015
10/28	電気使用料金10月分(従量電灯)	7,917	全額	7,917
12/2	電気使用料金11月分(従量電灯)	7,745	全額	7,745
12/23	電気使用料金12月分(従量電灯)	7,684	全額	7,684
1/28	電気使用料金1月分(従量電灯)	9,045	全額	9,045
2/25	電気使用料金2月分(従量電灯)	6,361	全額	6,361
7/23	電気使用料金7月分(低圧電力)	23,231	全額	23,231
8/21	電気使用料金8月分(低圧電力)	24,885	全額	24,885
9/26	電気使用料金9月分(低圧電力)	22,180	全額	22,180
10/28	電気使用料金10月分(低圧電力)	18,746	全額	18,746
12/2	電気使用料金11月分(低圧電力)	16,916	全額	16,916
12/23	電気使用料金12月分(低圧電力)	8,615	全額	8,615
1/28	電気使用料金1月分(低圧電力)	8,581	全額	8,581
2/25	電気使用料金2月分(低圧電力)	8,039	全額	8,039
毎月払	水道使用料金7月～2月分	25,496	全額	25,496
事務所費 充当合計				1,183,129

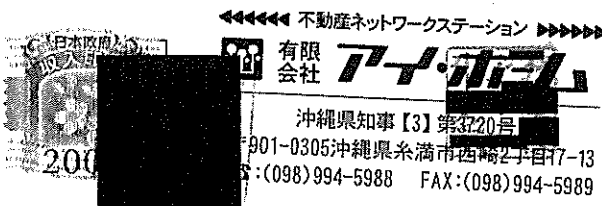
充当割合：政務活動のみ全額充当

*120,200RW.アイ.ホー

全額充当(10%) 7月分家賃として ¥120,000
7月分領収証 紛失の為 口座にて一括振り込み

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

上記の金額正に領収致しました。



全額充当(10/10) 8月分家賃 ¥120,000

充当割合：政務活動費のみ全額充当

№ 003682

R6年8月7日

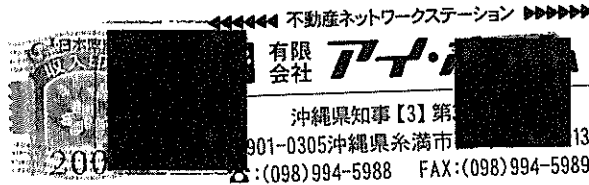
領 収 証

新垣 新 様

入 金 額				入 金 内 訳			
¥ 120 000				現 金			
				小 切 手			
				振 込			
				相 殺			
				預 り 金			
				計			

この内消費税 円を含みます。
但し マンション管理費 9月分賃料として (振替分)

上記の金額正に領収致しました。



全額充当(100%) 9月分家賃 ¥120,000

№ 003706

R6年9月27日

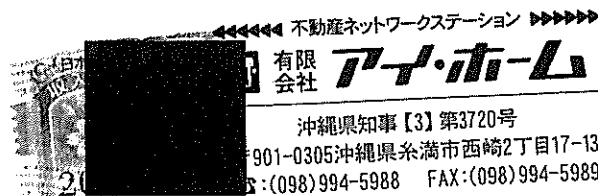
領 収 証

新垣 新 様

入 金 額				入 金 内 訳			
¥ 120 000				現 金			
				小 切 手			
				振 込			
				相 殺			
				預 り 金			
				計			

この内消費税 円を含みます。
但し マンション管理費 10月分賃料として (振替分)

上記の金額正に領収致しました。



全額充当(100%) 10月分家賃 ¥120,000

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

事務所費

充当割合：政務活動のみ全額充当

№ 003707

R6年10月28日

領 収 証

新垣 新 様

入 金 額						入 金 内 訳	
	円	角	分	厘	微	現 金	小 切 手
	1	2	0	0	0	振 込	
この内消費税 円を含みます。						相 殺	
但し マンション管理1611月分賃料として (振替分)						預 り 金	
						計	

上記の金額正に領収致しました。

不動産ネットワークステーション

有限
会社

アイ・ホーム

沖縄県知事【3】第3720号
1-0305沖縄県糸満市西崎2丁目17-13
(098)994-5988 FAX:(098)994-5989

受領者印



全額充当(10%) 11月分家賃 ¥120,000

№ 003783

R6 年11月27日

領 収 証

新垣 新 様

入 金 額						入 金 内 訳	
	円	角	分	厘	微	現 金	小 切 手
	1	2	0	0	0	振 込	
この内消費税 円を含みます。						相 殺	
但し マンション管理1F12月分賃料として (振替分)						預 り 金	
						計	

上記の金額正に領収致しました。

不動産ネットワーク

有限
会社

アイ・ホーム

沖縄県知事【3】
〒901-0305沖縄県糸満市西崎2丁目17-13
☎:(098)994-5988 FAX:(098)994-5989

受領者印



全額充当(10%) 12月分家賃 ¥120,000

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

事務所費

充当割合：政務活動のみ全額充当

Nº 003784

R 6 年 12 月 27 日

領 収 証

新垣 新 様

入 金 額		入 金 内 訳	
入 金 額	¥ 1 2 0 0 0 0	現 金	
この内消費税 円を含みます。 但し マンション電里 1F 1 月分賃料として (振替分)		小 切 手	
		振 込	
		相 殺	
		預 り 金	
		計	

上記の金額正に領収致しました。



不動産ネットワークス
有限会社 **ア・イ・**
沖縄県知事【3】第
〒901-0305 沖縄県糸満市
☎:(098)994-5988 FAX:(098)994-5989



全額充当(10%) 1月分家賃 ¥120,000

Nº 003786

R 7 年 1 月 27 日

領 収 証

新垣 新 様

入 金 額		入 金 内 訳	
入 金 額	¥ 1 2 0 0 0 0	現 金	
この内消費税 円を含みます。 但し マンション電里 1F 2 月分賃料として (振替分)		小 切 手	
		振 込	
		相 殺	
		預 り 金	
		計	

上記の金額正に領収致しました。



不動産ネットワークステーション
有限会社 **ア・イ・**
沖縄県知事【3】第
〒901-0305 沖縄県糸満市
☎:(098)994-5988 FAX:(098)994-5989



全額充当(10%) 2月分家賃 ¥120,000

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

事務所費

充当割合：政務活動のみ全額充当

電気代（従量電灯）

電気料金払込受領証

新垣 新 様

電気番号 20347- 45-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 6年 7月分

領収金額 9,275 円

料金 8,403 円
再エネ賦課金 872 円

【再掲】
消費税等相当額(10%) 843 円
燃料費等調整額 -2,607.41 円
課税対象額10% 9,275 円

ご使用量 250 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月16日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	8月26日	出納済 6. 7. 23 沖縄海邦銀行 西崎支店 収入印紙貼付欄
コンビニ等 取扱期限日	9月 5日	

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

全額充当 7月分
¥ 9,275 (10%)

電気料金払込受領証

新垣 新 様

電気番号 20347- 45-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 6年 8月分

領収金額 10,398 円

料金 9,421 円
再エネ賦課金 977 円

【再掲】
消費税等相当額(10%) 945 円
燃料費等調整額 -2,962.25 円
課税対象額10% 10,398 円

ご使用量 280 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	9月18日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	9月27日	出納済 6. 8. 21 沖縄海邦銀行 西崎支店 収入印紙貼付欄
コンビニ等 取扱期限日	10月 8日	

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

全額充当 8月分
¥10,398 (10%)

事務所費

充当割合：政務活動のみ全額充当

電気代（従量電灯）

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 6年 9月分	料金算定期間 8月19日～ 9月17日	ご使用量	243 kWh
金額	千 百 十 円	千 百 十 円	
		8 0 1 5	
電 気 番 号	20347- 45-1-4	ご契約種別	従量電灯
電 気 番 号	20347- 45-1-4	再エネ賦課金	728
ご依頼人	新垣 新 様		
ご依頼場所	糸満市西崎町3丁目8 マンション安里 1F店舗		
ご依頼者	新垣 新 様		
支払期日(上記参照)	R 6年 10月 18日		
金融機関取扱期限日	R 6年 10月 28日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 6年 11月 7日まで		
備 考	日 附 印		
出納済 6. 9. 26 沖縄海邦銀行 西崎支店 1-2 収 入 印 紙			

(A)お客様ご用紙

全額充当 9月分
¥ 8,015 (10/10)

電気料金払込受領証

新垣 新 様	
電気番号	20347- 45-1-4
ご契約種別	従量電灯
令和	6年10月分
領収金額	7,917 円
料金	7,083 円
再エネ賦課金	834 円
[再掲]	
消費税等相当額(10%)	719 円
燃料費等調整額	-3,424.76 円
課税対象額10%	7,917 円
ご使用量	239 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A-ご依頼人控)

支払期日	11月18日
金融機関取扱期限日	11月28日
コンビニ等取扱期限日	12月 8日

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

収入印紙店付欄

全額充当 10月分
¥ 7,917 (10/10)

事務所費

充当割合：政務活動のみ全額充当

電気代(従量電灯)

電気料金払込受領証

新垣 新 様

電気番号 20347- 45-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 6年11月分

領収金額	7,745 円
料金	8,960 円
再エネ賦課金	785 円

【再掲】
消費税等相当額(10%) 704 円
燃料費等調整額 -2,906.96 円
課税対象額10% 7,745 円

ご使用量 225 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月19日
金融機関取扱期限日	12月27日
コンビニ等取扱期限日	1月 8日

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

日 附 印
出納済
6. 12. 2
沖縄海邦銀行
西崎支店
収入印紙貼付欄

全額充当 11月分
¥ 7,745 (10/10)

電気料金払込受領証

新垣 新 様

電気番号 20347- 45-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 6年12月分

領収金額	7,684 円
料金	8,948 円
再エネ賦課金	736 円

【再掲】
消費税等相当額(10%) 688 円
燃料費等調整額 -2,278.66 円
課税対象額10% 7,684 円

ご使用量 211 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月17日
金融機関取扱期限日	1月27日
コンビニ等取扱期限日	2月 6日

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

日 附 印
出納済
6. 12. 23
沖縄海邦銀行
西崎支店
収入印紙貼付欄

全額充当 12月分
¥ 7,684 (10/10)

充当割合：政務活動のみ全額充当

従量電灯

電気料金払込受領証

新垣 新 様

電気番号 20347- 45-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 7年 1月分

領収金額	9,045 円
料金	8,176 円
再エネ賦課金	869 円

〔再掲〕
消費税等相当額(10%) 822 円
燃料費等調整額 -2,788.68 円
課税対象額10% 9,045 円

ご使用量 249 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月21日	日 附 印
金融機関取扱期限日	3月 3日	出納済
コンビニ等取扱期限日	3月13日	7. 1. 28

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

沖縄海邦銀行
西崎支店
収入印紙貼付欄

全額充当 1月分
¥ 9,045 (10%)

電気料金払込受領証

新垣 新 様

電気番号 20347- 45-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 7年 2月分

領収金額	6,361 円
料金	5,695 円
再エネ賦課金	666 円

〔再掲〕
消費税等相当額(10%) 578 円
燃料費等調整額 -2,616.70 円
課税対象額10% 6,361 円

ご使用量 191 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月21日	日 附 印
金融機関取扱期限日	3月31日	出納済
コンビニ等取扱期限日	4月10日	7. 2. 25

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

沖縄海邦銀行
西崎支店
収入印紙貼付欄

全額充当 2月分
¥ 6,361 (10%)

事務所費

充当割合：政務活動のみ全額充当

電気代（低圧電力）

電気料金払込受領証

新垣 新 様

電気番号 20347- 45-2-3
ご契約種別 低圧電力
令和 6年 7月分

領収金額	23,231 円
料金	20,886 円
再エネ賦課金	2,345 円

【再掲】

消費税等相当額(10%)	2,111 円
燃料費等調整額	-7,008.96 円
課税対象額10%	23,231 円

ご使用量 672 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月16日	日 附 印
金融機関取扱期限日	8月26日	出納済
コンビニ等取扱期限日	9月 5日	6. 7. 23

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

沖縄海邦銀行
西崎支店
収入印紙貼付欄

全額充当 7月分
¥23,231 (10%)

電気料金払込受領証

新垣 新 様

電気番号 20347- 45-2-3
ご契約種別 低圧電力
令和 6年 8月分

領収金額	24,885 円
料金	22,345 円
再エネ賦課金	2,540 円

【再掲】

消費税等相当額(10%)	2,262 円
燃料費等調整額	-7,702.24 円
課税対象額10%	24,885 円

ご使用量 728 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	9月18日	日 附 印
金融機関取扱期限日	9月27日	出納済
コンビニ等取扱期限日	10月 8日	6. 8. 21

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

沖縄海邦銀行
西崎支店
収入印紙貼付欄

全額充当 8月分
¥24,885 (10%)

事務所費

充当割合：政務活動のみ全額充当

電気代（低圧電力）

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 6年 9月分	料金算定期間 8月19日～ 9月17日	ご使用量 735 kWh	
金額	円 千 百 十 万 千 百 十 円	2 2 1 8 0	
振込先	銀行 振込 口座番号 20347- 45-2-3 低圧電力 2,016		
ご依頼人	新垣 新 様		
ご使用場所	糸満市西崎町3丁目8 マンション安里 1F店舗		
ご依頼者	新垣 新 様		
支払期日(上記参照)	R 6年 10月 18日		
金融機関取扱期限日	R 6年 10月 28日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 6年 11月 7日まで		
備考	日 附 印		
出納済 6. 9. 26 沖縄海邦銀行 西崎支店 収入印紙貼付欄			

(A)お客さま控

全額充当 9月分
¥22,180 (10%)

電気料金払込受領証

新垣 新 様	
電気番号	20347- 45-2-3
ご契約種別	低圧電力
令和	6年10月分
領収金額	18,746 円
料金	16,680 円
再エネ賦課金	2,066 円
[再掲]	
消費税等相当額(10%)	1,704 円
燃料費等調整額	-8,483.36 円
課税対象額10%	18,746 円
ご使用量	592 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	11月18日
金融機関取扱期限日	11月28日
コンビニ等取扱期限日	12月 8日

沖縄電力株式会社 (T3360001008565)

出納済
6. 10. 28
沖縄海邦銀行
西崎支店
収入印紙貼付欄

全額充当 10月分
¥18,746 (10%)

事務所費

充当割合：政務活動のみ全額充当

電気代(低圧電力)

電気料金払込受領証

新垣 新 様

電気番号 20347- 45-2-3
ご契約種別 低圧電力
令和 6年11月分

領収金額 16,916 円

料金 15,234 円
再エネ賦課金 1,682 円

[再掲]
消費税等相当額(10%) 1,537 円
燃料費等調整額 -6,227.44 円
課税対象額10% 16,916 円

ご使用量 482 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月19日	日 附 印 出納済 6. 12. 2 沖縄海邦銀行 西崎支店 収入印紙貼付欄
金融機関 取扱期限日	12月27日	
コンビニ等 取扱期限日	1月 8日	
沖縄電力株式会社 (T3360001008565)		

全額充当 11月分
¥ 16,916 (10%)

電気料金払込受領証

新垣 新 様

電気番号 20347- 45-2-3
ご契約種別 低圧電力
令和 6年12月分

領収金額 8,615 円

料金 8,319 円
再エネ賦課金 296 円

[再掲]
消費税等相当額(10%) 783 円
燃料費等調整額 -918.00 円
課税対象額10% 8,615 円

ご使用量 85 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月17日	日 附 印 出納済 6. 12. 23 沖縄海邦銀行 西崎支店 収入印紙貼付欄
金融機関 取扱期限日	1月27日	
コンビニ等 取扱期限日	2月 6日	
沖縄電力株式会社 (T3360001008565)		

全額充当 12月分
¥ 8,615 (10%)

充当割合：政務活動のみ全額充当

事務所費

低圧電力

電気料金払込受領証	
新垣 新 様	
電気番号	20347- 45-2-3
ご契約種別	低圧電力
令和 7年 1月分	
領収金額	8,581 円
料金	8,285 円
再エネ賦課金	296 円
[再掲]	
消費税等相当額(10%)	780 円
燃料費等調整額	-952.00 円
課税対象額10%	8,581 円
ご使用量	85 kWh
※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)	
支払期日	2月21日
金融機関取扱期限日	3月3日
コンビニ等取扱期限日	3月13日
沖縄電力株式会社 (T3360001008565)	沖縄海邦銀行 西崎支店 収入印紙貼付欄

全額充当 1月分
¥ 8,581 (10/10)

電気料金払込受領証	
新垣 新 様	
電気番号	20347- 45-2-3
ご契約種別	低圧電力
令和 7年 2月分	
領収金額	8,039 円
料金	7,799 円
再エネ賦課金	240 円
[再掲]	
消費税等相当額(10%)	730 円
燃料費等調整額	-945.30 円
課税対象額10%	8,039 円
ご使用量	69 kWh
※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)	
支払期日	3月21日
金融機関取扱期限日	3月31日
コンビニ等取扱期限日	4月10日
沖縄電力株式会社 (T3360001008565)	沖縄海邦銀行 西崎支店 収入印紙貼付欄

全額充当 2月分
¥ 8,039 (10/10)

充当割合：政務活動のみ全額充当

上・下水道料金納入通知書兼領収証
(お客様控) 令和 6年 7月26日発行

水栓番号	10-199-10		
納付期限	令和 6年 8月15日		
〒	901-0306		
西崎町3丁目8番地			
マンション安里 101			
新垣 新(101) 様			
設置場所	西崎町3丁目8番地 マンション安里 101		
使用期間	令和 6年 6月13日 から 令和 6年 7月13日 まで		
用途	営業用	整理番号	084818
調定月	令和 6年 7月分		
使用水量	3 m ³		
上水道料金	2,191 円		
下水道料金	996 円		
合計金額	3,187 円		

(10%対象 3,187円 内税 289円)
糸満市水道事業登録番号：T5800020004390

糸 満 市 長 
糸満市水道部

TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争を
をさけるために有効です。
※領収金を貼付したものは領収
書として扱われます。

収納代行 DSK電算システム



収入印紙不要

全額充当 7月分
¥ 3,187 (10%)

上・下水道料金納入通知書兼領収証
(お客様控) 令和 6年 8月27日発行

水栓番号	10-199-10		
納付期限	令和 6年 9月17日		
〒	901-0306		
西崎町3丁目8番地			
マンション安里 101			
新垣 新(101) 様			
設置場所	西崎町3丁目8番地 マンション安里 101		
使用期間	令和 6年 7月13日 から 令和 6年 8月13日 まで		
用途	営業用	整理番号	084818
調定月	令和 6年 8月分		
使用水量	2 m ³		
上水道料金	2,191 円		
下水道料金	996 円		
合計金額	3,187 円		

(10%対象 3,187円 内税 289円)
糸満市水道事業登録番号：T5800020004390

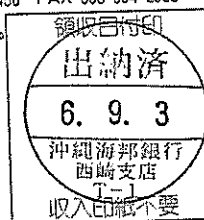
糸 満 市 長 
糸満市水道部

TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争を
をさけるために有効です。
※領収金を貼付したものは領収
書として扱われます。

収納代行 DSK電算システム



収入印紙不要

全額充当 8月分
¥ 3,187 (10%)

事務所費

充当割合：政務活動のみ全額充当

上・下水道料金納入通知書兼領収証 (お客様控) 令和 6年 9月26日発行

水栓番号	10-199-10		
納付期限	令和 6年10月15日		
〒	901-0306		
西崎町3丁目8番地			
マンション安里 101			
新垣 新(101) 様			
設置場所	西崎町3丁目8番地 マンション安里 101		
使用期間	令和 6年 8月13日 から 令和 6年 9月13日 まで		
用 途	営業用	整理番号	084818
調 定 月	令和 6年 9月分		
使用水量	1 m ³		
上水道料金	2,191 円		
下水道料金	996 円		
合計金額	3,187 円		

(10%対象) 3,187円 内税 289円)
糸満市水道事業登録番号：T5800020004390

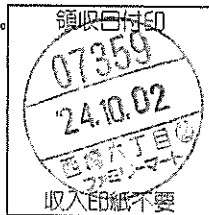
糸 満 市 長 
糸満市水道部

TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争を
おけるための証拠保存
してください。
※料金を訂正したものは領収
印の付いたもののみ有効
です。

収納代行 DSK電算システム



全額充当 9月分
¥3,187 (10%)

上・下水道料金納入通知書兼領収証 (お客様控) 令和 6年10月25日発行

水栓番号	10-199-10		
納付期限	令和 6年11月15日		
〒	901-0306		
西崎町3丁目8番地			
マンション安里 101			
新垣 新(101) 様			
設置場所	西崎町3丁目8番地 マンション安里 101		
使用期間	令和 6年 9月13日 から 令和 6年10月13日 まで		
用 途	営業用	整理番号	084818
調 定 月	令和 6年10月分		
使用水量	2 m ³		
上水道料金	2,191 円		
下水道料金	996 円		
合計金額	3,187 円		

(10%対象) 3,187円 内税 289円)
糸満市水道事業登録番号：T5800020004390

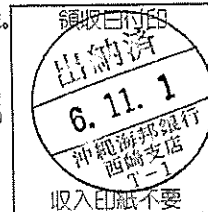
糸 満 市 長 
糸満市水道部

TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争を
おけるための証拠保存
してください。
※料金を訂正したものは領収
印の付いたもののみ有効
です。

収納代行 DSK電算システム



全額充当 10月分
¥3,187 (10%)

事務所費

充当割合：政務活動のみ全額充当

上・下水道料金納入通知書兼領収証
(お客様控) 令和 6年11月26日発行

水栓番号	10-199-10		
納付期限	令和 6年12月16日		
〒	901-0306		
西崎町3丁目8番地			
マンション安里 101			
新垣 新(101) 様			
設置場所	西崎町3丁目8番地 マンション安里 101		
使用期間	令和 6年10月13日 から 令和 6年11月13日 まで		
用 途	営業用	整理番号	084818
調 定 月	令和 6年11月分		
使用水量	4 m ³		
上水道料金	2,191 円		
下水道料金	996 円		
合計金額	3,187 円		

(10%対象) 3,187円 内税 289円
糸満市水道事業登録番号：T5800020004390

糸 満 市 長

糸満市水道部
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争
を避けるため5年間保存
してください。
※料金を訂正したものの領収
印がないものは無効
です。

収納代行 DSK電算システム

領収印付印

2024.12.08

収入印紙不要

上・下水道料金納入通知書兼領収証
(お客様控) 令和 6年12月25日発行

水栓番号	10-199-10		
納付期限	令和 7年 1月15日		
〒	901-0306		
西崎町3丁目8番地			
マンション安里 101			
新垣 新(101) 様			
設置場所	西崎町3丁目8番地 マンション安里 101		
使用期間	令和 6年11月13日 から 令和 6年12月13日 まで		
用 途	営業用	整理番号	084818
調 定 月	令和 6年12月分		
使用水量	2 m ³		
上水道料金	2,191 円		
下水道料金	996 円		
合計金額	3,187 円		

(10%対象) 3,187円 内税 289円
糸満市水道事業登録番号：T5800020004390

糸 満 市 長

糸満市水道部
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争
を避けるため5年間保存
してください。
※料金を訂正したものの領収
印がないものは無効
です。

収納代行 DSK電算システム

領収印付印

出納済

7. 1. 15

沖縄海邦銀行

西崎支店

収入印紙不要

全額充当 11月分
¥ 3,187 (10/10)

全額充当 12月分
¥ 3,187 (10/10)

充当割合：政務活動のみ全額充当

事務所費

上・下水道料金納入通知書兼領収証
(お客様控) 令和 7年 1月27日発行

水栓番号	10-199-10
納付期限	令和 7年 2月17日
〒	901-0306
西崎町3丁目8番地	
マンション安里 101	
新垣 新(101) 様	
設置場所	西崎町3丁目8番地 マンション安里 101
使用期間	令和 6年12月13日 から 令和 7年 1月13日 まで
用途	営業用 整理番号 084818
調定月	令和 7年 1月分
使用水量	0 m ³
上水道料金	2,191 円
下水道料金	996 円
合計金額	3,187 円

(10%対象) 3,187円 内税 289円)

糸満市水道事業登録番号：T5800020004390

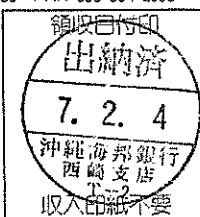
糸 満 市 長 糸満市
糸満市水道部 長之印

TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988

上記のとおり領収しました。

※この領収証は当日の納金
をせしめるための年額保存
してください。
※納金を訂正したものは領収
日付印のないものは無効
です。

収納代行 DSK電算システム



上・下水道料金納入通知書兼領収証
(お客様控) 令和 7年 2月26日発行

水栓番号	10-199-10
納付期限	令和 7年 3月17日
〒	901-0306
西崎町3丁目8番地	
マンション安里 101	
新垣 新(101) 様	
設置場所	西崎町3丁目8番地 マンション安里 101
使用期間	令和 7年 1月13日 から 令和 7年 2月13日 まで
用途	営業用 整理番号 084818
調定月	令和 7年 2月分
使用水量	3 m ³
上水道料金	2,191 円
下水道料金	996 円
合計金額	3,187 円

(10%対象) 3,187円 内税 289円)

糸満市水道事業登録番号：T5800020004390

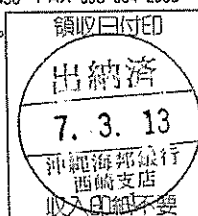
糸 満 市 長 糸満市
糸満市水道部 長之印

TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988

上記のとおり領収しました。

※この領収証は当日の納金
をせしめるための年額保存
してください。
※納金を訂正したものは領収
日付印のないものは無効
です。

収納代行 DSK電算システム



全額充当 1月分
¥ 3,187 (10/10)

全額充当 2月分
¥ 3,187 (10/10)

事務所概要申告票

議員名 新垣 新

1. 物件の所在

住所	糸満市西崎3-8マンション安里1階	
電話番号	098-851-8637	

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

☒ 専用事務所
☒ 賃借事務所
・賃貸借契約先 [有限会社 アイホーム]
・所有者 ☐ 親族(続柄:) ☐ 関連会社 ☒ 第三者
・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☒ 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

新垣

新



賃貸人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

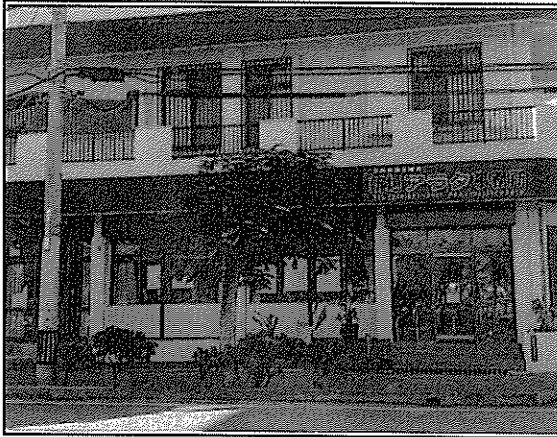
議員名

新垣 新

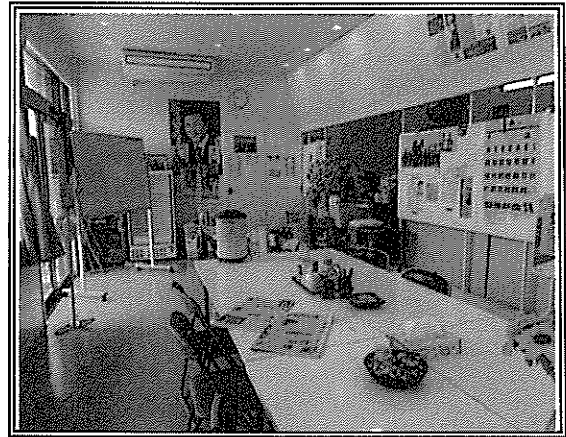
1. 事務所の状況

住所	糸満市西崎3-8マンション安里（1階）
----	---------------------

（事務所の外観）



（事務所の内観）



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該当事務所は、政務活動専用としており、全額充当割合とする。

（関係経費）

家賃（月額）	120,000 円
その他	0 円
	0 円

（充当額）

家賃（月額）	120,000 円
その他	0 円
	0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

新垣 新



2-1



事業用建物 賃貸借契約書

貸主



様

借主

新垣 新

様

事業用建物賃貸借契約書

事務所費

頭書

(1) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名称	マンション安里			1階
	所在地	住居表示	沖縄県糸満市西崎町3-8		
		登記簿	沖縄県糸満市西崎町3-8		
	用途	☐ 事務所 ☒ 店舗 ☒ 事務所 ☐ 倉庫 ☐			
	種類	☐ マンション ☐ ビル ☐ 戸建 ☐ アパート ☒ 店舗(事務所)兼共同住宅			
	構造	鉄筋コンクリート造			
	床面積	111.49 m ²	登記簿	111.49 m ²	
建築時期	昭和62年11月15日 新築 (大規模修繕を 令和 元 年実施)・ ☐ 不詳				
附属施設	※令和元年外観防水塗装実施				

(2) 事業内容

沖縄県議会事務所

(3) 契約期間

始期	令和元年 11 月 1 日 から	2 年 0 月間	目的物件の引渡しの時期
終期	令和3 年 10 月 31 日 まで		令和元年 11 月 1 日

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)		内 訳 等	
賃 料	月額 120,000 円	(内消費税等 円)	
共益費(管理費)	月額 - 円	(内消費税等 円)	
	共益費(管理費)には次のものを含む ☐ 上下水道使用料 ☐ 電気料 ☐ ガス料 ☐ その他 ()		
賃料・共益費(管理費)の支払期限		☐ 当月分を ☒ 翌月分を 毎月 27 日までに	
敷 金 / 礼 金	ナシ 円	敷金礼金賃料の	ヶ月相当分 ナシ
仲介手数料(税込)	132,000 円	株式会社フェア信用保証	家賃×80% 96,000 円
附属施設使用料	円		円
敷引き・保証金償却規定			
そ の 他	※2年未満解約の場合違約金賃料1ヵ月分(120,000円)発生します。		
賃料等の支払方法	☒ 振込 ☐ 口座振替 ☐ 持参 ☐		
	振込先金融機関名	沖縄銀行	預金
	口座番号		口座名義人 有限会社 アイ・ホーム
	振込手数料負担者	☒ 借主 ☐ 貸主	持参先
貸与する鍵と本数	鍵番号①シャッター-K7702本 鍵番号②シャッター-H173x2本 鍵番号③(20)V438x2本		

(5) 貸主および管理業者

貸主	氏名			
	住所			
管理業者	商号または名称	有限会社 アイ・ホーム	電話	098 (994) 5988
	所在地	沖縄県糸満市西崎2丁目17-13		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣	第	号
管理担当者	氏名			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名			
	住所			

(6) 借主および緊急連絡先

借主氏名	新垣 新			年齢	44 歳
緊急連絡先	氏名			借主との関係	
	住所			電話	
	勤務先			電話	
	携帯	()			

(7) 更新に関する事項

更新料の有無	☐ 上記(3) 契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料の ヶ月分を支払います
	☒ 上記(3) 契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません

特約条項（第24条までの規定以外に付与する特約条項）

1. 入居（カギ引き渡し）は契約に必要な金銭の納入と、必要書類の全てと契約締結が完了した後となります。
2. 契約締結から2年以内の解約の場合は、違約金として賃料の1ヵ月分徴収致します。
3. 退去の際、賃借人が故意または過失により本物件に破損・汚損・損害を与えた場合は、賃借人が賠償責任を負うことになります。
4. カギを紛失場合は、賃借人負担によりシリンダー交換をするものとする。
5. 本物件は現状貸しとし解体費用及び室内リフォーム費用は賃借人負担で行うものとする。
6. 本物件は現状貸しの為、賃借人はハウスクリーニングを入れない為、退去の際は賃借人にハウスクリーニング費用は請求出来ないものとする。
7. 賃料等の支払は、銀行口座振替（毎月27日）のみと振替が確認が取れない際は賃借人は管理業者の指定口座に振込して頂くものとする。
8. 本物件は共同住宅ですので、上下階や隣室より、ドアの開閉や足音といった生活音は聞こえる場合がございます。
9. 本物件に設置しているエアコン設備は使用出来ない場合は貸主負担で撤去をするものとする。
10. 退去時に賃借人が修繕した箇所・設備等は賃借人が賃借人に対して買取請求又は修繕費用請求は出来ないものとし、契約解約とともに賃貸人に無償で受け渡すものとする。

11.（契約期間）

契約期間は、令和元年11月1日より令和3年10月31年までの2年間とする。

但し、この期間が経過しても、甲又は乙いずれからも書面による異議の申し立てがないときはこの契約期間を更に1年延長するものとする。以後同様とする。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署（記）名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

2019 年 10 月 31 日

賃貸人

住所

氏名

電話番号

賃主

住所

氏名

電話番号

連帯保証人

住所

氏名

電話番号

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

（この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています）

取引態様

☒ 媒介 ・ ☐ 代理

取引態様

☐ 媒介 ・ ☐ 代理

免許証番号

沖縄県知事 (3) 第 3720 号

免許証番号

第 号

事務所所在地

沖縄県糸満市西崎2丁目17

事務所所在地

商号

有限会社 アイ・ホー

商号

代表者等

喜納 弘治

代表者等

印

登録番号

(沖縄) 第 号

登録番号

第 号

宅地建物取引士

宅地建物取引士

印

不動産賃貸契約条項

事務所費

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。

(契約期間および更新)

第2条 ~~本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとする。~~ 頭書特約事項 11に記載の通りとする。
2 ~~貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができる。ただし、更新にあたっての更新料の支払いの有無については附属書類に記載するものとする。~~

(使用目的)

第3条 借主は、本物件を頭書(2)の事業内容で使用するものとしなければならない。

(賃料等)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料及び消費税、共益費(管理費)および附属施設料等(以下「賃料等」という。)を貸主に支払わなければならない。

- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料等は、その月(本契約の契約期間の始期ないし終期)の属する月の日数にて日割計算した額とする。
- 3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料等を改定することができる。
 - 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
 - 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合
 - 四 建物の維持管理費の増減により共益費(管理費)および附属施設料等が不相当となった場合

(敷金または保証金)

- 第5条 借主は、本契約から生じる一切の債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金または保証金(以下「敷金等」という。)を本契約締結と同時に貸主に預け入れるものとする。
- 2 借主は、本物件を明渡すまでの間、敷金等をもって賃料等と相殺をすることができない。
 - 3 借主は、敷金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならない。
 - 4 借主は、賃料が増額され敷金等が不足することになった場合、不足分を速やかに補てんしなければならない。
 - 5 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金等を無利息にて借主に返還しなければならない。ただし、頭書(4)記載の敷引き・保証金償却規定の定めがある場合には、これらを控除した後の金額を返還するものとする。また、本契約に基づく借主の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金等から差し引くことができる。この場合には、貸主は、敷金等から差し引く債務の額の内訳を借主に明示しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第6条 貸主および借主は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと

- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(禁止または制限される行為)

第7条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の事業内容以外の目的に使用してはならない。

- 2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸(同居、共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含む)してはならない。
- 3 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること
 - 三 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 四 本物件を、業として危険薬物の販売等の用に供すること
 - 五 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
- 4 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造もしくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはならない。
- 5 借主は、本物件において危険な行為・騒音・悪臭の発生その他近隣の迷惑および共同生活を乱す行為、衛生上有害となる行為ならびに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。

(内部造作および設備の新設等)

第8条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ文書および図面により貸主の承諾を得ることを必要とし、その費用は借主の負担とする。

- 一 本物件内の造作・改造・間仕切り・建具等の新設または模様替えをするとき
- 二 照明灯の増設・移転・電話の引き込み架設・給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等をするとき
- 三 金庫その他重量物を搬入据付するとき
- 四 看板および広告設備を設置するとき

(規約の遵守等)

第9条 借主は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 借主は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件管理上必要な事項を借主に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。

(通知義務)

第10条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸主または貸主指定の管理人にすみやかに通知しなければならない。

- 一 借主の氏名・緊急時の連絡先等に変更がある場合
- 二 連帯保証人の住所・氏名・電話番号等に変更がある場合
- 三 借主が本物件を長期間不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先等
- 四 本物件に変更が生じまたは貸主の負担において修繕を要する箇所が生じた場合

五 借主が法人の場合、記載事項に変更があった場合

(契約の解除)

第11条 貸主は、借主において次のいずれかの事由が生じた場合は、相当の期間を定めて当該義務の履行等を催告した上で、その期間内に当該義務が履行されない場合は、本契約を解除することができる。

- 一 第4条第1項に規定する賃料等の支払義務を怠ったとき
- 二 第7条各項に規定する行為(同条第2項に規定する行為および第3項に規定する義務のうち、第一号、第三号ないし第五号、第4項に規定する行為に係るものを除く。)を行ったとき
- 三 本物件を貸主の承諾なくして1ヶ月以上使用しないとき
- 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたと認められる場合
- 五 警察の介入を生じさせる行為があった場合(借主またはその使用人等における自らの行為によるものを除く)
- 六 その他本契約またはこれに付随して締結した契約の条項の一つに違反したとき

2 借主が次の各号の一つに該当する場合、貸主は何らの催告を要せず、即時に本契約を解除することができる。なお、この場合借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできない。

- 一 解散・破産・民事再生・会社更生等を自ら申し立て、ないしは申し立てられたとき
- 二 銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行等を受けたとき
- 三 主務官庁から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
- 四 借主が第7条第2項に規定する義務に反した場合、および第3項に規定する義務のうち第一号、第三号ないし第五号もしくは第4項に規定する行為を行った場合
- 五 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があった場合

3 貸主または借主の一方について、第6条各号の確約に反する事実が判明した場合ないしは本契約締結後に第6条各号の確約に反する事由が生じた場合、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を直ちに解除することができる。なお、この場合契約を解除された側は、本契約の解除による損害の賠償を請求することはできない。

(中途解約)

第12条 借主は、貸主に対して少なくとも3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、借主は、解約申入れの日から3ヶ月分(ただし、解約日までの期間が3ヶ月に満たない場合は、その不足日数分)の賃料等を貸主に支払うことにより、随時に本契約を解約することができる。

3 第1項および第2項による解約の申し入れは書面によるものとする。

(賃貸借期間開始前の解約)

第13条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申し入れをするものとし、この場合、借主は、賃料の3ヶ月分に相当する額を貸主に支払うものとする。

2 貸主は、借主より預託を受けた敷金等を任意に前項の金員に充当できるものとする。

(明渡し・原状回復義務)

第14条 借主は、明渡日を事前に貸主または貸主指定の管理人あてに通知し、立会日を協議した上で、本契約が終了する日までに本物件を明渡ししなければならない。ただし、第11条の規定に基づき本契

約が解除された場合は、直ちに本物件を明渡さなければならない。

- 2 前項の場合には、借主は、本物件内に取付・施設した造作・間仕切り・建具等および諸設備を借主の費用で撤去し、本物件を原状に回復して貸主に明渡さなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、借主が任意に原状回復をしない場合には、貸主は、借主の費用負担のもとに原状回復をすることができる。この場合に、貸主は、原状回復費用の内訳を借主に明示するものとする。
- 4 借主は、本物件の明渡しに際しては、残存物をすべて処理し、公共料金等の精算を済ませた上で、鍵等の貸与されたものを返還するものとする。また、本物件の明渡し時において借主が本物件内に残置した物品については、借主はその所有権を放棄することとし、貸主はその物品を任意処分することができる。
- 5 借主が貸主の承諾を得て造作または設置した物品について、貸主はその費用を償還・買取する義務を負わない。

(立入り等)

- 第15条 貸主または貸主指定の管理人は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、貸主または貸主指定の管理人は、緊急に立入る必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。ただし、貸主は、借主の不在時に立入ったときは、立入り後すみやかにその旨を借主に通知しなければならない。

(解除通知等の送付先)

- 第16条 貸主または借主が相手方に対し、本契約解除通知等をなすにあたり、本契約書記載の住所あるいは変更届出のあった住所に宛てて通知書等を発送した場合には、相手方の受領拒絶あるいは所在不明等で到達しなかった場合でも、通常その通知が到達すべき時にその意思表示は相手方に到達したものとす。

(解除後の本物件内の借主所有動産の処分等)

- 第17条 本契約が解除されたにもかかわらず、借主が所在不明のため借主自身が本物件を明渡すことができない場合には、連帯保証人は借主の承諾を要することなく、連帯保証人の判断で本物件内の動産を廃棄等の処分ができることとし、その場合借主は何らの異議も述べない。なお、本契約書記載の住所あるいは変更届出のあった住所、借主の住民票記載の住所、連帯保証人の住所のいずれの住所に宛てて借主に対し書類等を送付しても、借主から何らの回答のない場合には、所在不明とみなす。
- 2 前項の場合において、貸主が連帯保証人に対し前項の処分を催告したにもかかわらず、連帯保証人がその処分を怠った場合ないしは連帯保証人も所在不明の場合には、貸主は自ら借主の承諾を要することなく、貸主の判断で本物件内の動産を廃棄等の処分ができるものとし、その場合借主は何らの異議も述べない。

(契約の消滅)

- 第18条 本契約は、本物件の全部または一部が天災、地変、火災その他貸主、借主双方の責めに帰さない事由により、ないし都市計画事業等による収用または使用制限によりその目的を達することができなくなった場合には当然に終了する。

(損害賠償)

第19条 借主が賃料等の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

- 2 借主は、本人・使用人もしくはその訪問者等の故意または過失により、本物件ないしはその設備等に損害を与えたときは、直ちにその損害を貸主に賠償するとともに、近隣その他第三者に損害を与えたときは、自らの責任と負担においてその一切を賠償しなければならない。

(立退料等の請求禁止)

第20条 本契約が終了した場合、借主は、貸主に対して立退料・移転料・損害賠償その他名目のいかんを問わず一切の請求をしないものとする。ただし、本契約が貸主の都合により合意解約された場合には、貸主、借主協議の上、貸主は借主に対し相当の金員を支払う。

(契約期間中の修繕)

第21条 貸主は、借主が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、借主の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、借主が負担しなければならない。

- 2 前項の規定にもとづき貸主が修繕を行う場合は、貸主は、あらかじめ、その旨を借主に通知しなければならない。この場合において、借主は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

- 3 本物件内の床・壁・天井(塗装・壁紙の張り替えを含む)の修繕等小規模な修繕に関する費用は、原則として借主の負担とする。

- 4 要修繕箇所を発見した時は、借主は、すみやかに貸主に通知しなければならない。借主負担の修繕といえども必ず貸主と協議の上実施するものとする。

(連帯保証人)

第22条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の一切の債務を負担するものとする。本契約が、合意更新ないし法定更新された場合も同様とする。

- 2 借主は、連帯保証人が欠けたとき、または、連帯保証人が適当ではないと貸主が認めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

(協議)

第23条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第24条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本物件所在地の管轄裁判所とする。

(特約条項)

第25条 第24条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(3ページ)するとおりとする。

以上

充当割合：政務活動のみ全額充当

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
新垣 新 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 7月ご請求分
金額(円)
¥19,140-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
出納済
6. 7. 23
沖縄海邦銀行
西崎支店
T-1
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

全額充当 7月分
¥19,140 (10/10)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
新垣 新 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 8月ご請求分
金額(円)
¥10,208-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
出納済
6. 8. 21
沖縄海邦銀行
西崎支店
T-1
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

全額充当 8月分
¥10,208 (10/10)

充当割合：政務活動のみ全額充当

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、宛先を必ずお出しください。上記以外でお支払いの場合は、切り取りをしないでください。

ご請求先氏名
新垣 新 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 9月ご請求分

金額(円)
¥11,281-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
出納済
6. 9. 26
沖縄海邦銀行
西崎支店
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

全額充当9月分
¥11,281 (10/10)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、宛先を必ずお出しください。上記以外でお支払いの場合は、切り取りをしないでください。

ご請求先氏名
新垣 新 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 10月ご請求分

金額(円)
¥11,009-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
出納済
6. 10. 28
沖縄海邦銀行
西崎支店
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

全額充当10月分
¥11,009 (10/10)

事務費

充当割合：政務活動のみ全額充当

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局で支払の場合、左側2枚をお出しください。上記以外で支払の場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
新垣 新 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年11月ご請求分
金額(円)
¥19,492-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
出納済
6. 12. 2
沖縄海邦銀行
西崎支店
T-2
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

全額充当 11月分
¥19,492 (10/16)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局で支払の場合、左側2枚をお出しください。上記以外で支払の場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
新垣 新 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年12月ご請求分
金額(円)
¥10,128-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
出納済
6. 12. 23
沖縄海邦銀行
西崎支店
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

全額充当 12月分
¥10,128 (10/10)

事務費

充当割合：政務活動のみ全額充当

NTTファイナンス株式会社
払込受領証

お客様名 新垣 新 様
お客様番号 [REDACTED]
請求年月 2025年 1月分
ご請求金額 ¥9,732-

上記の金額を受領いたしました。
※金額を訂正したものと及び、取扱
日付印のないものは無効です。

NTTファイナンス株式会社

収入印紙貼付欄		領収日付印
---------	--	-------

(お客様控)

全額充当1月分
¥9,732 (10/10)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名 新垣 新 様

お客様番号 [REDACTED]

2025年 2月ご請求分

金額(円) ¥10,296-

受取人 NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料) 0800-3335550

領収日付印

--

収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

全額充当2月分
¥10,296 (10/10)

事務費

充当割合：政務活動のみ全額充当

7月分受領証紛失の為計上せず

放送受信料 払込受領証 (金融機関・コンビニ用)	
お客様氏名 新垣 新 様	
お客様番号 [REDACTED]	
金額	1930 円
お支払期間	令和 6年 8月 ~ 令和 6年 9月
受取人 本証は放送受信料の領収証にかわるもので すから、大切に保管してください。 日本放送協会	
お問い合わせ先・電話番号 NHK ふれあいセンター 0570-077-077	
領収日附印 (金融機関・CVSのみ印刷付欄) 出納済 6. 8. 27 琉球銀行 西崎支店 2	
金融機関・CVS→お客様	

全額充当 8月~9月分
¥ 1,930 (10/10)

放送受信料 払込受領証 (金融機関・コンビニ用)	
お客様氏名 新垣 新 様	
お客様番号 [REDACTED]	
金額	1930 円
お支払期間	令和 6年10月 ~ 令和 6年11月
受取人 本証は放送受信料の領収証にかわるもので すから、大切に保管してください。 日本放送協会	
お問い合わせ先・電話番号 NHK ふれあいセンター 0570-077-077	
領収日附印 (金融機関・CVSのみ印刷付欄) 出納済 6. 10. 28 沖縄海邦銀行 西崎支店 T-1	
金融機関・CVS→お客様	

全額充当 10月~11月分
¥ 1,930 (10/10)

充当割合：政務活動のみ全額充当

放送受信料 払込受領証 (金融機関・コンビニ用)	
お客様氏名 新垣 新 様	
お客様番号 [REDACTED]	
金額	1930 円
お支払期間	令和 6年12月 ~ 令和 7年 1月
受取人	日本放送協会 本証は放送受信料の領収証に代わるもので、本証は領収証として有効です。
お問い合わせ先・電話番号	NHK ふれあいセンター 0570-077-077
領収日附印 (金融機関・CVS取込用紙付)	72114 41225 [REDACTED]
金融機関・CVS→お客様	

放送受信料 払込受領証 (金融機関・コンビニ用)	
お客様氏名 新垣 新 様	
お客様番号 [REDACTED]	
金額	1930 円
お支払期間	令和 7年 2月 ~ 令和 7年 3月
受取人	日本放送協会 本証は放送受信料の領収証に代わるもので、本証は領収証として有効です。
お問い合わせ先・電話番号	NHK ふれあいセンター 0570-077-077
領収日附印 (金融機関・CVS取込用紙付)	出納済 7. 3. 13 沖縄海邦銀行 西崎支店 T-1
金融機関・CVS→お客様	

全額充当 12月~1月
¥1930 (10/10)

1/2 充当 2月分
¥965 (10/10)
 $1930 \times \frac{1}{2} = 965$
2月分のみ ¥965 充当

統一様式－①

経費区分別支出一覧表

経費区分 人件費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	雇用職員人件費7月～2月分	803,040	全額	803,040
7/3	労働保険料	14,518	その他	9,100
人件費 充当合計				812,140

参考様式-②

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和 6 年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
8月5日	100,000	0	600	99,400		7月分
9月5日	100,000	0	600	99,400		8月分
10月4日	100,000	0	600	99,400		9月分
11月5日	103,040	0	618	102,422		10月分
12月5日	100,000	0	600	99,400		11月分
1月6日	100,000	0	600	99,400		12月分
2月5日	100,000	0	600	99,400		1月分
3月5日	100,000	0	600	99,400		2月分
合計	803,040	0	4,818	798,222		

]

雇 用 契 約 書

氏 名		生年月日	
住 所		電話番号	

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 6 年 7 月 1 日 ~ 令和 6 年 10 月 8 日
主な就業場所	糸満市西崎町 3-8 マンション安里 1 階 新垣新事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 10 時～午後 4 時（休憩時間 12 時～13 時）
休 日	土・日・祝祭日・有給休暇制度あり（16 日）
給与（賃金）	月給 100,000 円（時給 896 円）
給与支払日	毎月月末〆切 翌月 5 日払い
支払方法	☒ 直接払い ☐ 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

令和 6 年 7 月 1 日

雇 用 者 氏名 新垣 新

被雇用者 氏名



統一様式-⑤

雇用契約書

氏 名		生年月日	
住 所		電話番号	

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 6 年 10 月 9 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日
主な就業場所	糸満市西崎町 3-8 マンション安里 1 階 新垣新事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 10 時～午後 4 時（休憩時間 12 時～13 時）
休 日	土・日・祝祭日・有給休暇制度あり（16 日）
給与（賃金）	月給 100,000 円（時給 952 円）
給与支払日	毎月月末〆切 翌月 5 日払い
支払方法	☒ 直接払い ☐ 口座振替
備 考	月給 100,000 円 時給計算した際に加算有
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

令和 6 年 10 月 9 日

雇 用 者 氏名 新垣 新

被雇用者 氏名



勤務実態申告票

【議員名 新垣 新 】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・ 情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・ 現地調査に係る補助随員（写真撮影、メモ作成等） ・ 訪問先との連絡・調整 等	15%
	研修に係るもの ・ 研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等） 等	15%
	広報広聴に係るもの ・ 広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ ホームページの管理 ・ 広報紙の配付 等	10%
	要請陳情等に係るもの ・ 要請陳情先の機関との連絡・調整 ・ 住民相談、意見交換の対応 ・ 要請文、陳情文の作成 等	25%
	会議に係るもの ・ 各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・ 企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	10%
	資料作成に係るもの ・ 打合せ資料の作成 ・ 議会質問で使用するパネルの作成 等	5%
	事務所での庶務に係るもの ・ 備品、消耗品等の管理 ・ 電話・来客対応、議員への連絡調整 ・ 政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	20%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務	・ 政党の会議準備や資料作成 ・ 後援会の名簿管理	0%

令和6年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 新垣 新



被雇用者



令和 6 年度 雇用職員申告票

議員名 新垣 新

被雇用職員名		
議員との関係	☐ 議員の親族(続柄:)	☒ 議員の親族外
議員との生計	☐ 議員と生計同一	☒ 議員と生計別

令和6年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

住所

雇用者 沖縄県議会議員

新垣 新

勤務の実態を証する提出書類

☒ 出勤簿 ☐ タイムカード ☐ その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

9月				8月				7月				新垣 新
	17日	日	1日	土	17日		1日		17日		1日	
	18日		2日	日	18日		2日		18日		2日	
	19日		3日		19日	土	3日		19日		3日	
	20日		4日		20日	日	4日	土	20日		4日	
土	21日		5日		21日		5日	日	21日		5日	
日	22日		6日		22日		6日		22日	土	6日	
祝	23日	土	7日		23日		7日		23日	日	7日	
	24日	日	8日	土	24日		8日		24日		8日	
	25日		9日	日	25日		9日		25日		9日	
	26日		10日		26日	土	10日		26日		10日	
	27日		11日		27日	日	11日	土	27日		11日	
土	28日		12日		28日	祝	12日	日	28日		12日	
日	29日		13日		29日		13日		29日	土	13日	
	30日	土	14日		30日		14日		30日	日	14日	
	日	日	15日	土	31日		15日		31日	祝	15日	
	日	祝	16日		日	金休	16日		日		16日	
出勤 19 日				出勤 20 日				出勤 22 日				氏名

人件費

12月				11月				10月				新垣新
●	17日		1日	日	17日	●	1日	●	17日	●	1日	
●	18日	●	2日	有休	18日	土	2日	●	18日	●	2日	
●	19日	●	3日	●	19日	日	3日	土	19日	●	3日	
●	20日	●	4日	●	20日	祝	4日	日	20日	●	4日	
	21日	●	5日	●	21日	●	5日	●	21日	土	5日	
	22日	●	6日	●	22日	●	6日	●	22日	日	6日	
●	23日		7日	祝	23日	●	7日	●	23日	●	7日	
●	24日		8日	日	24日	●	8日	●	24日	●	8日	
●	25日	●	9日	●	25日	土	9日	●	25日	●	9日	
●	26日	●	10日	●	26日	日	10日	土	26日	●	10日	
●	27日	●	11日	●	27日	●	11日	日	27日	●	11日	
休	28日	●	12日	●	28日	●	12日	●	28日	土	12日	
	29日	●	13日	●	29日	●	13日	●	29日	日	13日	
	30日		14日	土	30日	●	14日	●	30日	祝	14日	
休	31日		15日		日	●	15日	●	31日	有休	15日	
	日	●	16日		日	土	16日		日	有休	16日	
出勤 20 日				出勤 19 日				出勤 20 日				氏名

3月				2月				1月				新垣新
	17日	休	1日		17日	休	1日		17日	休	1日	
	18日	休	2日	有	18日	休	2日	休	18日	休	2日	
	19日		3日		19日		3日	休	19日	休	3日	
休	20日		4日		20日		4日		20日	休	4日	
	21日		5日		21日		5日		21日	休	5日	
休	22日		6日	休	22日		6日	有休	22日		6日	
休	23日		7日	休	23日		7日		23日		7日	
	24日	休	8日	休	24日	休	8日		24日		8日	
	25日	休	9日		25日	休	9日	休	25日		9日	
	26日		10日		26日		10日	休	26日		10日	
	27日		11日		27日	休	11日		27日	休	11日	
	28日		12日		28日		12日		28日	休	12日	
休	29日		13日				13日	10班 有	29日	休	13日	
休	30日		14日				14日	有	30日		14日	
	31日	休	15日			休	15日		31日		15日	
	日	休	16日			休	16日		日		16日	
出勤 日				出勤 18 日				出勤 19 日				

人件費

充当割合:政務活動 以外が含まれるので案分

納付書・領収証書

労働保険 国庫金

※ 取扱庁名
沖縄労働局

※ 取扱庁番号
00075679

徴収勘定 保険料収入及び
一般拠出金収入

労働保険
特別会計 0847

厚生労働省
所 管 6118

※ 令和 06 年度

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基幹 番号	枝番 号
47101037087-0000	47	1010	37087	0000

※ CD
1

※ 証券受領
全部 一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※ 会計年度(元号:令和は9) ※ 徴収年度(元号:令和は9)
9-6 9-6

納付の目的
1. 令和
2. 6年度 1期
(金期又は1期)
5年度 確定

※ 取納区分
62

※ 認決
区分

※ 内証券受領
円

(住所) 〒901-0306 糸満市
西崎
3-8
マンション 安里 1階
(氏名) 新垣アラタ事務所
新垣 新

EA14780018294\$42A14780009147#
47101037087-000 0009147 E

内 訳	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
労働保険料						¥	1	4	5	04
一般拠出金									¥	14
納付額(合計額)						¥	1	4	5	18

あて先
〒900-0006
那覇市
おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎3階
沖縄労働局

上記の合計額を領収しました。
領収日付等

出納済
6. 7. 3
琉球銀行
西崎支店
10
(納付済渡し)

納付の場所
日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

労働保険特別会計歳入徴収官

納付額 14,518 円 個人負担 (600 × 8) +618

14,518 - 5,418 = 9,100

充当額 9,100 円

継続事業

(一括有期事業を含む。)

人 件 費

08 E 0009147
EA147B0018293\$
42A147B0009147#

6 年 7 月 3 日

あて先 〒 900-0006

那霸市

おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎3階

沖繩労働局

hm139j20

労働保険特別会計歳入徴収官殿

① 労働 保険 番号	都道府県	所 属	管 轄	基 幹	番 号	枝 番 号
	4	7	1	0	1	0 3 7 0 8 7 - 0 0 0

※ 各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業 種	産業分類
01	111	9416	93

②増加年月日(元号:令和は9) ③事業廃止等年月日(元号:令和は9) ※事業廃止等理由
9年 - 1月 - 17日 項3 元号 - 年 - 月 - 日 項4 項5
④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ※保険関係 ※片保険理由コード
十 万 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 項6 項7 項9 項10

確定拠出年金 区分	算定期間 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで									
	S 保険料・一般拠出金算定基礎額									
労働保険料	18.50									
労災保険分	3.00									
雇用保険分	15.50									
一般拠出金	0.02									

① 区 分	算 定 期 間 令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日 まで																									
	② 保険料算定基礎額の見込額					③ 保険料率	④ 概算・増加概算保険料額(②×③)																			
労働保険料	(イ)	十	百	十	億	十	百	十	万	千	(項20) 千円	(イ)	1000分の	(イ)	百	十	億	十	百	十	万	千	百	十	円	(項21) 円
						1	1	0	0			18.50								2	0	3	5	0		
労災保険分	(ロ)	十	百	十	億	十	百	十	万	千	(項22) 千円	(ロ)	1000分の	(ロ)	百	十	億	十	百	十	万	千	百	十	円	(項23) 円
									7	1		3.00								2	1	4	8			
雇用保険分	(ホ)	十	百	十	億	十	百	十	万	千	(項26) 千円	(ホ)	1000分の	(ホ)	百	十	億	十	百	十	万	千	百	十	円	(項27) 円
									7	1	6	15.50								1	4	0	9	8		

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) 										⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入) 										⑰延納の申請 納付回数 /																													
※検査有無区分										※算調対象区分										※データ指示コード										※再入力区分										※修正項目									
(項31)										(項32)										(項33)										(項34)										(項35)									

⑧⑩⑫⑭⑯の(□)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

⑧ 申告済概算保険料額		19,092 円		⑨ 申告済概算保険料額		67-4	
⑩ 増加概算保険料額		⑪ ⑩の(イ)～⑭		⑫ 増加概算保険料額		⑬ ⑩の(イ)～⑭	

⑤法人番号
00000000000000000000
(項) 39 145

② 期 別 納 付 額	全期又は 平均期	(イ) 概算保険料額 ③の(イ) + ⑩ + 次期 以降の円未満端数 120,250 円	(ロ) 労働保険料充当額 ③の(イ) (労働保険料分のみ) 5846 円	(ハ) 不足額 ③の(ハ) = 3,246 円	(ニ) 今期労働保険料 (イ) - (ロ) 又は (イ) + (ハ) 14,150 円	(ホ) 一般提出金充当額 ③の(イ) (一般提出金分のみ) 14 円	(ヘ) 一般提出金額 ③の(ヘ) - ③の(ホ) 14 円	(ト) 今期納付額 (イ) - (ロ) 14,150 円
	第2期	(チ) 概算保険料額 ③の(イ) + ⑩ 16,113 円	(リ) 労働保険料充当額 ③の(イ) - ③の(ロ) 4,411 円	(ス) 第2期納付額 (イ) - (ロ) 4,411 円	⑤ 事業又は 作業の種類 政務事務所 その他各種事業	⑥ 保険関係成立年月日		
	第3期	(ル) 概算保険料額 ③の(イ) + ⑩ 16,113 円	(ワ) 労働保険料充当額 ③の(イ) - ③の(ロ) - ③の(リ) 4,411 円	(ヅ) 第3期納付額 (ル) - (ワ) 4,411 円		⑦ 事業廃止等理由 (1) 廃止 (2) 委託 (3) 棚卸 (4) 労働者なし (5) その他		

⑤ 加入している 労働保険	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	⑦ 特掲事業	(イ) 該当する (ロ) 該当しない	郵便番号 901-0306	電話番号 (098) 851 - 8637
⑧ 事業	(イ) 所在地			⑨ 事業 (イ) 住所 (法人のとき は主たる事務 所の所在地)	糸満市西崎3-8マニョ=安里1階
	(ロ) 名称			(ロ) 名称	新垣アラタ事務所
				⑩ 主 (ハ) 氏名 (法人のとき は代表者の氏名)	新垣 アラタ